

## 別表 2

### くまがや市商工会会費賦課基準表

#### 1. 一般会費対象者 [基本割+従業員割]

基本割	従業員割			合計額
月額	区分	従業員数	月額	月額合計額
600円	1	0	0円	600円
	2	1	100円	700円
	3	2	200円	800円
	4	3	300円	900円
	5	4	400円	1,000円
	6	5	500円	1,100円
	7	6~10	800円	1,400円
	8	11~15	1,100円	1,700円
	9	16~20	2,000円	2,600円
	10	21~30	3,000円	3,600円
	11	31~50	5,000円	5,600円
	12	51~100	6,000円	6,600円
	13	101~200	8,000円	8,600円
	14	201~300	10,000円	10,600円
	15	301~400	12,000円	12,600円
	16	401~500	14,000円	14,600円
	17	501以上	15,000円	15,600円

- ◎従業員とは、
- ①当該事業所に常時従事している従業員。
  - ②家族従業員（配偶者は除く）。
  - ③長期アルバイト、派遣社員、テナント社員。
  - ④パートタイマー（0.5人分としてみます）。
  - ⑤法人の場合は、事業主、配偶者以外は従業員として加算します。

## 2. 特別会費対象者

- (1) 第1分類 = 小売業で、店舗面積が500㎡以上の店舗  
[基本割+店舗面積割]

① 基本割 = 月額2,400円		
② 店舗面積割		
	A群	B群
店舗面積	500~1,499	1,500以上
㎡あたり月額	5円	10円

- (2) 第2分類 = 金融機関 [基本割+従業員割]

① 基本割 = 月額2,400円	
② 従業員割 = 一般会費対象者の会費賦課基準表を準用する	

- (3) 特別協力金

① 1口 = 1,000円 (口数の倍数とする)
--------------------------

## 3. 会費の払込の方法

年2回、口座振替又は地区役員による集金とする。

## 4. 会費の納期

会費の納期は、上期が6月末、下期が10月末とする。